

# 若林西ノ堂墓地施設規定

## (目的)

第1条 この施設規定は、墓地の環境、施設の保護を目的とする。

## (墓碑建造)

第2条 永代利用の一区画の広さは、管理委員会の定めるところとする。  
墓碑の建造は下記事項を厳守する。

- (1) 既存の石積みの変更及び改築はしてはならない。
- (2) 縁石の上には一切構築物を設置しない。
- (3) 墓碑は縁石上面より2メートル以下の高さとする。
- (4) 墓碑は東向きに建てる。
- (5) 墓碑を建造及び改造・付帯物を設置する場合は、管理委員会に設計図を添えて着工届を提出しなければならない。
- (6) 墓碑の色は黒及び灰色、茶色に付随するものとする。
- (7) 墓碑は、銅像及び動物の形をしたものを設置してはならない。
- (8) 墓碑の補修等は、名義人の責任で行う。

## (環境保護)

第3条 墓地の美観、環境を守り周囲の利用者に迷惑を掛けないために清掃は常に行い、下記事項を厳守する。

- (1) 花がら、花つぼ、御供え物及び清掃等で発生する不要物は全て持ち帰るものとする。
- (2) 墓地に樹木・花等の植え込みは、一切してはならない。
- (3) 参道には、あらゆる構築物の設置はしてはならない。
- (4) お盆前には、若林西ノ堂墓地利用者の一斉清掃日を設ける

## (その他)

第4条 施設規定にないことは、状況により管理委員会で定める。

付則 この規定は、平成8年12月15日より適用する。  
改訂 平成17年9月1日より第2条6・7項は適用する。  
改訂 平成18年4月1日より第3条1項は適用する。  
改訂 平成27年4月9日より第3条4項は適用する。  
改訂 令和5年4月26日より第2条(3)、(8)は適用する。